

感染症予防対策に係る基準（ホテル・宿泊業）

1. 来館者の感染症予防

(1) 入館・受付

- 陽性者が当該店舗を利用していたことが判明した場合に、保健所が行う疫学調査に協力するため、利用者に対して氏名、連絡先等（代表者のみ）を記入するよう要請し、店舗側で最低1ヶ月間（可能な限り3ヶ月間）保管する。
※認証施設は、取得した個人情報について個人情報保護法に基づく適切な管理を行い、疫学調査を行う保健所への情報提供の目的以外には使用しないこと。
- 館内入口に消毒設備を設置し、入場時等に、手指消毒を実施するよう表示する。
- フロント、ロビーでは、最低1m（マスク着用のない場合は2m）の来館者同士の対人距離を確保する。
- フロントデスクは、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーテイションなどで遮蔽する。
- フロントデスク、筆記具等は接触ごとに清拭消毒を行う。
- コイントレイを介した金銭の受け渡し（コイントレイの消毒、手指消毒は1回の受付ごとに実施）、またはキャッシュレス決済を導入する。
- 団体の受入時には、チェックイン・チェックアウト時に代表者がまとめて手続きを行い、ツアー参加者は1つの場所に固まらず、分散して待機を行うように誘導する。
- チェックイン時に感染発生に備えて身分証明書等により利用者の連絡先を確認する。
- 発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば申し出るように呼びかけるとともに、原則として、入口で来館者への体調確認を行う。それらの症状が認められた場合、来館者から新型コロナウイルス感染症受診・相談センターへ連絡するよう要請する。その後の対応は、新型コロナウイルス感染症受診・相談センターの指示に従う。
- 飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗い・手指消毒を要請する。
- 咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
- エレベーターがある場合は、エレベーターの重量センサーの調整などによる乗員制限を行う。

定員数 _____人 乗員上限：_____人

※複数台ある場合、エレベーターごとに制限

- 送迎車がある場合は、乗車人数を制限する。

乗車可能人数 _____人 乗車人数上限：_____人

※複数台ある場合、車両ごとに制限

- 送迎車がある場合は、送迎車の運転席と後部座席をアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。

(2) 館内利用

①客室

- 使い捨てコップ、スリッパ等の導入または消毒を徹底する。
□ 一定時間ごとに窓を全開するなどして十分な換気を行うよう要請する。

②食堂・宴会

- 発熱(例えは平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状があれば食堂等に入場しないよう要請する。

-----〔テーブル間の配置についてはいずれかを満たすこと〕-----
□ 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間は、相互に対人距離が最低1m以上確保できるよう配置する。

テーブル間：最低 _____ m

- 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間を、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。

-----〔別途定める経過措置終了時までは同一テーブル

での配置についてはいずれかを満たすこと〕-----
※少人数の家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が食事をする場合を除く。

- 真正面での着座配置をしない。座席の間隔を最低1m以上確保できるよう配置する。

座席間隔：最低 _____ m

- テーブル上にパーティション等を設置して遮蔽する。

【別途定める経過措置終了時までに】

※少人数の家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が食事をする場合を除く。
※同一部屋に宿泊する客同士が食事をする場合や火災の危険等があり物理的にパーティションの設置が不可能な場合は、従前の基準によるものとする。

- 以下のようなパーティションを設置して遮断する。
高さ：座った人の頭が隠れる高さ

幅：机と同じ幅

形状：2人掛けは一字、4人掛けは十字、6人掛けはキ字のように隣接する人と遮断されるように配置

【別途定める経過措置終了時まで】

- 席の近くに手指消毒用のアルコールを設置する。
-

- 滞在時間の制限※や予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないようにする。※約90分間程度を目安（【別途定める経過措置終了時まで】の項目を全て実施した場合は2時間に緩和）

- 大皿は避け、料理を個々に提供する。もしくは従業員が取り分ける。

-----〔ビュッフェスタイルでは、いずれかを満たすこと〕-----

- 利用者が一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用するとともに、飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護し、取り分け時はマスク、使い捨て手袋等の着用及び取り分け用のトングや箸を共有としないことを徹底する。
 - 料理を小皿に盛って提供するか、スタッフが料理を取り分ける。
-

- お酌や回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しは避けるように注意喚起を行う。

- 店内BGMの音量を低減させ、大声での会話を避けるように注意喚起を行う。

- 卓上の共用調味料、ポット等の設置を避けるか、これらを客入れ替え時に消毒する。

③大浴場

- 入場人数の制限を行う。

浴場：定員数 _____ 人	利用可能人数：_____ 人
サウナ室：定員数 _____ 人	利用可能人数：_____ 人

※複数室ある場合、浴場・サウナ室ごとに制限

〔次のいずれかを満たすこと〕

- 換気に当たっては、一人あたり毎時60m³の必要換気量を確保する。
- 浴場の窓を定期的に開けるまたは常時開放している。

- 浴場内では、最低1mの対人距離の確保、会話を控えることを要請する。

- サウナ室がある場合、共用のタオル、マットなどの使用を中止する。

- 休憩スペースがある場合、一度に休憩する人数を減らし、対面での会話を避けるよう

要請する。

休憩可能人数 _____人 休憩人数上限：_____人

※複数室ある場合、休憩スペースごとに制限

- 足拭きマットは定期的に交換する。

交換頻度 回／時

- ロッカーは最低 1m の間隔をあけて使用する。
- ロッカー、マッサージ機、体重計等の共有備品は定期的に清拭消毒する
- タオルは部屋からの持ち出しとするなど利用者ごとに用意し、他者の手が触れないようする。
- スリッパを共用することのないよう、ビニール袋等に入れ各自ロッカーでの保管を要請する。
- 化粧品、ブラシ等は持参を要請するか、清拭消毒したものを利用者ごとに用意する。

④その他

- トイレの入り口付近（店舗側）に消毒液を設置する。
- トイレの蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施するよう表示する。
- 喫煙スペースがある場合は、一度に利用する人数を減らす、人ととの距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう要請する。

喫煙スペースの広さ： _____ m² 利用人数上限： _____ 人

※複数室ある場合、喫煙スペースごとに制限

（3）宿泊客の感染疑いの際の対応

- 宿泊中に、発熱、倦怠感など、体調不良が発生した場合、客室からフロントに連絡するとともに、客室内で待機するよう要請する（同行者も同様）。
- 感染疑いのある宿泊客への食事提供は、使い捨て容器などにより、回収する必要がない形式として、客室に届けることとし、その際、従業員はマスクを着用の上、宿泊客との接触を避ける。
- 宿泊者から新型コロナウイルス感染症受診・相談センターへ連絡するよう要請するとともに、従業員からも新型コロナウイルス感染症受診・相談センターへ連絡し、その後は新型コロナウイルス感染症受診・相談センターの指示に従う。

2. 従業員の感染症予防

- マスク着用を遵守し、大声での会話を避ける。
- 業務開始前に検温・体調確認を行う。
発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止させる。
- 感染した、もしくは感染疑いのある従業員、濃厚接触者として判断された従業員の就業は禁止する。
- 定期的に、かつ、就業開始時や他者の接触が多い場所・物品を触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施する。
- 利用者への応接にあたっては、利用者の正面に立たないよう注意し、対人距離を確保する。
- 休憩スペースでは、マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。
- 休憩スペースでは常時換気(換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり)を行い、共用する物品は定期的に消毒する。
- 従業員のユニフォームは当該日業務終了後など定期的に洗濯する。

ユニフォーム洗濯頻度：_____ごとに洗濯

3. 施設・設備の衛生管理の徹底

- ビル管理法※の対象施設については、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たされているか確認し、満たされていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律

―――〔ビル管理法の対象外の施設については、いずれかを満たすこと〕―――

- 換気設備により必要換気量(一人あたり毎時30m³)を確保すること。必要換気量が足りない場合は、入館者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- 窓の開放による換気を行うため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開(窓が一つしかない場合は、ドアを開ける)するなどして十分な換気を行う。また、換気のため窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請する。

【別途定める経過措置終了時までに】※ビル管理法の対象外施設である場合

- HEPA フィルタによるろ過式で風量が毎分 5 m³以上の空気清浄機を、メーカーが指定する適用床面積に応じて設置する。

【別途定める経過措置終了時までに】

- 二酸化炭素濃度測定器を設置し、室内の二酸化炭素濃度が 1 0 0 0 p p m を超えた場合、即座に窓を開放し、換気を実施する。
測定器の設置場所：ドア、窓、換気口から離れた場所で、人から少なくとも 50 cm 離れたところ。

【アピール項目※】 ※認証の必須要件ではありませんが、事業者の自主的な取組としてアピールできる事項です。

- 施設内の人人が密集する共用エリアについて、換気の詳細（空気の流れ）をわかりやすく図示している。
- 施設内の人人が密集する共用エリアについて、エリア内で一人当たりの必要換気量を確保するため、エリアごとの換気量及び必要換気量上的人数制限を算出し、一覧表等で管理できている。

【必要換気量確保のために人数制限する場合】

換気量 : _____ m³/時 ÷ 30 m³/人・時 = _____ 人 (必要換気量上的人数制限)

ハンドドライヤー、共通のタオルを禁止し、ペーパータオルを設置するか、または個人のタオル等の使用を促す。

- 他人と共に用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、市販の界面活性剤含有の洗浄剤を用いて利用者の入替時など定期的に清拭消毒する。

<宿泊施設で他人と共に用し接触が多い部位>

テーブル、椅子、ドアノブ、ルームキー、電気のスイッチ、電話、自動販売機のボタン、テレビ、リモコン、タッチパネル、ロック、ロッカーキー、蛇口、手すり、ドリンクバーのボタン、エレベーターのボタン、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなど

【アピール項目】

- 接触感染、飛沫感染のリスクを低減するため、利用者の動線が重ならないための案内や自動扉、自動水栓を設置するなどの工夫・整備を行う。

【具体的な取組の内容】

-
- ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、必ず手を洗う。
 - 食品残さ、鼻水や唾液などが付着した可能性のあるゴミ、リネン類、おしごり等は、ビニール袋に密閉して処理する。

4. チェックリストの作成・公表

- 各施設・事業者は、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人ととの間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成するとともに、当該チェックリストによる毎日の確認について公表する。

5. 感染者発生に備えた対処方針

- 施設の従業員の感染が判明した場合、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。
- 従業員に対し、感染疑いがある場合は検査結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底するための研修機会を提供する。
- 保健所が行う積極的疫学調査の結果、感染者が当該施設を利用していたことが判明した場合、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。

【推奨項目】

- 感染リスクの早期把握のため、従業員に対し、国が提供する濃厚接触通知アプリの利用をルール化ないし奨励する。
- 上記以外の方法により、感染リスクの早期把握の仕組みを導入する。

【具体的な取組の内容】